

令和7年度第2回「ちば千産技術」等の公募について

令和7年8月20日
千葉県県土整備部技術管理課
電話 043-223-3273

県では、県内の建設関連企業の技術力や開発意欲の向上のため、公共工事等で活用可能な新技術・新工法を「ちば千産技術」として広く情報発信し、その活用や普及を促進する取組を行っております。

このたび令和7年度第2回「ちば千産技術」を公募します。

また、併せて「建設現場の生産性の向上に資する技術」についても公募します。

1 「ちば千産技術」の対象となる提案者及び技術の要件

従来技術より活用効果の高い材料、製品、工法等で、実用化されており、次の全ての条件を満たすもの。

- (1) 県内に本社又は自社工場のある建設関連企業等（協会、組合等を含む）が中心となって開発した土木分野などの技術
- (2) 公共工事等で活用可能な技術
- (3) 土木工事共通仕様書等、各種基準を踏まえ導入が可能なもの
- (4) 新技術内容の公表に異存がないこと
- (5) 技術に係る特許権等の権利について問題が生じないこと

2 「建設現場の生産性の向上に資する技術」の対象となる提案者及び技術の要件

県内の技術に限らず、「建設現場の生産性の向上に資する技術」を募集します。
事例としては、下記のような技術を想定しています。

- ① ICT施工 ② BIM/CIM ③ 建設3Dプリンター ④ 遠隔・自動施工
- ⑤ 生成AI ⑥ 現場作業支援DX

⑦ 前記①から⑥以外の、建設現場の生産性の向上に資する技術

3 「ちば千産技術」の公募終了後の流れ

- (1) 提出資料に基づき確認を行い、県のホームページに提案技術を掲載します。
- (2) 建設業団体会員・建設コンサルタント業団体会員、県及び市町村職員等を対象に開催する土木技術講習会「ちば千産技術・新技術発表会」（令和7年11月19日開催予定）で発表して頂きます。
- (3) 提案された技術の活用調査を行い、その結果を「ちば千産技術事例集」としてとりまとめ、県のホームページに掲載するとともに、ちば千産技術・新技術発表会や国土交通省関東技術事務所建設技術展示館(千葉県ブース)等で配布します。
- (4) 応募者多数の場合は、発表者を調整させて頂くことがあります。
- (5) ホームページの掲載期間、抹消等については、8によることとします。

4 「建設現場の生産性向上に資する技術」の公募終了後の流れ

- (1) 建設業団体会員・建設コンサルタント業団体会員、県及び市町村職員等を対象に開催(令和7年11月19日)する土木技術講習会(ちば千産技術・新技術発表会)で発表します。
- (2) 応募者多数の場合は、発表者を調整させて頂くことがあります。

5 提案手続

- (1) 提案は以下の【提案書類】のとおり、規定の様式により行って下さい。

※提案書類の提出は、電子メール及び郵送等をご活用することは可能です。

※提案書類等を持参される場合は、6に記載の担当者まで事前にご連絡いただき、日程の調整をお願いいたします。

【提案書類】

ア 提案様式（様式1）

イ 新技術の提案（様式2－1）、写真等説明資料添付用（様式2－2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 添付書類等（補足説明資料、様式自由A4サイズ）

オ ア～エの電子データ

(2) 公募期間 令和7年8月20日（水）から 9月24日（水）17時まで

(3) 提案書（様式）は、県のホームページからダウンロードをお願いいたします。

6 提案書類の提出先

提案書類を以下宛てに提出して下さい。なお郵送又は持参される場合は各1部提出願います。

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県 県土整備部 技術管理課 技術情報班

電話：043-223-3273 電子メール：gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp

担当 井澤

7 ヒアリング

提案受付後、提案書類の内容確認等のため、後日対面形式のヒアリングを予定しています（事情により対面形式ができない場合は応相談）

日程は、9月25日（木）から9月30日（火）までを予定しています。

8 ホームページの掲載期間、抹消等

(1) ちば千産技術等の掲載期間は、掲載した日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までとします。

(2) ちば千産技術等の掲載期間が終了したときは、掲載情報を削除し、再度の掲載はいたしません。その場合、当該技術の提案者に通知は行いません。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、その事実が判明した時点で掲載している当該技術の情報の公開を中止します。

ア 掲載技術を活用した工事等で事故又は不具合等が生じた場合において、当該技

術が原因であると認められたとき。

イ 掲載技術提案者が、正当な理由がなく活用調査等に協力しない場合等、不誠実な行為を行ったとき。

ウ 提案書類等の内容に虚偽、誇大表示又は他の技術の中傷表示が認められたとき。

エ 掲載技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき、又は係争が生じたとき。

オ 掲載技術提案者が別添「ちば千産技術について」に違反したとき。

カ その他技術管理課が必要と認めたとき。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、当該技術の提案者に書面をもってその旨を通知し、当該技術の掲載を抹消します。なお、オに該当するときは、当該技術の提案者への通知を行いません。

ア 掲載技術提案者が書面で掲載の抹消を申し出たとき。

イ 本社及び自社工場が県内から移転したとき。

ウ (3) のアからオに該当する場合において、その事情や状況等を総合的に勘案して故意に基づくもの等悪質又は他への影響が重大であると判断したとき。

エ 技術管理課が必要と認めたとき。

オ 技術管理課が提案書類に記載された連絡先に連絡が取れないことを確認した日から3か月以内に、提案者から連絡先変更の申出がないとき。

9 その他

上記の技術は、県が認定・登録等を行うものではありません。